

指標

平成24年度の指導について

副会長

三宅 直樹

去る3月14日（水）午後6時から北海道医師会館において、北海道厚生局、北海道保健福祉部健康安全局、北海道医師会の三者による平成24年度医療担当者指導計画打合せ会が行われた。北海道厚生局長と北海道医師会長の挨拶に続き出席者の紹介があり、打合せが始まった。議題は(1)平成23年度医療担当者指導実施結果と(2)平成24年度医療担当者指導実施計画、(3)その他であった。

最初に厚生局より、平成23年度医療担当者指導実施結果について報告がなされた。個別指導は13医療機関で実施され、病院4機関、診療所9機関であった。事由は情報提供8機関、再指導5機関であった。その結果、再指導8機関、指導中断1機関、経過観察4機関であった。指導中断の機関は監査となり、後日、保険医療機関取消となった。

表1に平成24年度保険医療機関（医科）指導計画を掲載したが、(3)個別指導の①実施対象は「ア」と「イ」であった。ここで指導形態について簡単に解説する。

個別指導は、指導内容も厳しくレセプトとカルテが突合され月余にわたる関係書類の閲覧もなされ、多大な返還金が生じる例が多い。日頃からの「保険医療機関及び保険医療養担当規則」に基づいた診療を心がける必要がある。

新規個別指導は、従来、教育的指導に重点が置かれていたが、昨年度より指導対象となったレセプトについてのみ、保険診療の内容に適正を欠くものは返還が求められることとなった。返還対象案件が生じた場合は、立会者に意見を求めた上で判断される。

集团的個別指導は、従来どおり北海道方式が認められ、集団部分のみが行われる。集团的個別指導の北海道方式は、社会保険事務局時代以来、行政との話し合いの結果行われてきた方式であり、正当な理由なく欠席する医療機関管理者が少数ではあるが存在していることは非常に残念なことと感じている。欠席者に対するペナルティーは個別指導の実施であ

るが、救済措置として全欠席者対象の集团的個別指導が本年2月18日（土）、札幌で行われた。しかし、対象35機関中14機関が欠席された。欠席機関は、後日個別指導が実施される予定である。なお、集团的個別指導は本年度から病院・診療所ともに90分となるが、厚生局は「平成20年度以前は入院基本料等の返還事例が多かったため、病院のみ入院基本料等の算定に係る留意事項について30分多く講義を行ってきた。その結果、返還事例がほとんどなくなった。しかし現在、診療所・病院共に『特定疾患療養管理料』等の医学管理料に係る返還事例が多いことから、平成24年度以降は、診療所と病院が共通する加算、特掲診療料についての説明も含め、講義時間を90分とすることとした」と説明している。

一般個別指導では、本年度からは対象医療機関が国立・公立・公的・北社協（北海道社会事業協会）・済生会・厚生連・社会福祉法人・共済組合・全国組織および道内ネット組織病院の保険医療機関で200床以上の医療機関と基幹型臨床研修病院とされた。昨年度まで除外されていた診療科の精神科、小児科、産科も対象となった。指導の目的は適正な保険診療の確認を主眼として実施することから、返還金は著しく適正を欠くものでない限り生じないとされてきた。しかし、指導の結果、返還金の対象となる事例が相当数見られることが判明した。他の指導対象機関との公平性が問題となり、向後、このような事例が確認された場合は、対象レセプトのみ返還対象となる。

最後に、集団指導については疑義が生じやすいので解説をする。集団指導は、新規指定時講習会と診療報酬改定説明会との2つの形態がある。両者共、一定の場所に対象者を集め、講習・講演の形式で行う。問題は、前者は欠席の場合、個別指導を実施されるペナルティーがあるが、後者は欠席した場合にも、全くペナルティーがないという違いがあることである。従って、後者の案内通知の末尾に集団指導との記載があったため、ペナルティーが当然あると受け取った医療機関が多数あったと考えられる。確かに集団指導との位置付けにあるので誤載とはいえないが、誤解を生じやすいため、向後は誤解の生じない案内にしてほしい旨行政に申し入れた。なお、欠席機関で施設基準の届出不備などで経済的損害が生じる場合がみられるため、出席した方が有益である。

続いて、昨年度は6医療機関の監査が実施された。結果は、取消相当3医療機関、中断1医療機関、取消2医療機関であった。取消は著しく不正不当な保険医療機関および保険医に対する最も厳しい行政処分であるので、取消に至る過程を概説する。保険医療機関および保険医の登録取消は、社会保険医療協議会法に基づき地方厚生局に設置された地方社会保険医療協議会（以下、地方協議会）の審議を経て決定される。地方協議会は、委員20名で構成される。支払側（1号委員）は健康保険・船員保険および国

民健康保険の保険者ならびに被保険者、事業主および船舶所有者を代表する委員7名で、診療側（2号委員）は医師5名、歯科医師1名および薬剤師1名を代表する委員7名、公益（3号委員）は公益を代表するもの6名で組織される。委員の任期は2年とし、1年ごとにその半数が任命される（任命は厚生労働大臣で地方協議会は地方厚生局長が行う）。委員は非常勤国家公務員として位置付けられるので、国家公務員法第100条で職務上知ることのできた秘密は漏らしてはならないとされている（守秘義務）。地方協議会の成立は、各界代表の3分の1以上かつ委員定数の半数以上の出席を必要とする。地方協議会の議事は原則公開であるが、会長は正当な理由があるときは非公開とすることができる（取消審議は

非公開とされる）。地方協議会には、前もって当事者が不利益を被らないよう弁護士も同席可能な聴聞が行われ、弁明の場が確保されている。地方厚生局長から指定取消の諮問説明が地方協議会に提出され、審議採決が行われ、結果が地方厚生局長に答申され、地方厚生局長が取消の判断を行う。後日、厚生局長が処分内容を公表する場合もある。委員は、報道前には、その公表内容について知りようがなく、後日の報道で知ることになる。以上が取消に至る流れである。

最後に、平成24年度の新規指定時講習会日程と保険医療機関等に対する指導計画（医科）を表2、表3に掲示した。

以上、平成23年度の指導結果と平成24年度の指導計画について記述した。

表1 平成24年度 保険医療機関（医科）指導計画 (____線部分が、前年度からの変更箇所)

<p>1 指導方針</p> <p>(1) 「指導大綱」に基づき実施する。</p> <p>(2) 指導は、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等を周知徹底し、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的として保険医療機関又は保険医に対し健康保険法第73条、船員保険法第59条、国民健康保険法第41条及び高齢者の医療の確保に関する法律第66条の規定に基づき実施する。</p> <p>(3) 指導は、原則として北海道厚生局と北海道庁が共同で行う。 また、指導を行うに当たっては、北海道医師会、審査支払機関及び保険者の協力を求め、円滑な実施に努める。</p> <p>(4) 指導は、保険医療機関及び保険医に対し保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、懇切丁寧に行う。</p> <p>2 指導対象保険医療機関</p> <p>(1) 指導対象となる保険医療機関又は保険医は、北海道厚生局と北海道庁で構成する選定委員会において、選定基準に照らし公正に選定を行う。</p> <p>(2) 指導対象は、保険医療機関の開設者及び管理者並びに保険医のほか関係従事者とする。</p> <p>3 指導担当者</p> <p>原則として、北海道厚生局の指導医療官、事務官、北海道庁指導医及び北海道庁担当者で行う。</p> <p>4 指導事項</p> <p>「保険医療機関及び保険医療養担当規則」「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」「診療報酬の算定方法」「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準」等に定める保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項とする。</p> <p>5 指導形態及び指導方法</p> <p>(1) 集団指導</p> <p>① 新規指定時講習会</p> <p>ア 実施対象 新規に指定した保険医療機関の開設者及び管理者並びに請求事務担当者及び新規登録した保険医とする。</p> <p>イ 指導形態 指導対象となる保険医療機関又は保険医等を一定の場所に集めて講習、講演の方法で行う。</p> <p>ウ 欠席した場合の措置 正当な理由がなく欠席した場合は、個別指導を実施する。 【参考】「②診療報酬改定時」の項目は、平成23年度の指導計画に掲載されたもので、平成24年度は診療報酬改定説明会の開催予定がないため、「②診療報酬改定時」の項目は、24年度の計画には掲載されていない。</p> <p>② 診療報酬改定時</p> <p>ア 実施対象 すべての保険医療機関の開設者及び管理者並びに請求事務担当者とする。</p> <p>イ 指導形態 指導対象となる保険医療機関又は保険医等を一定の場所に集めて講習会形式で実施する。</p> <p>(2) 集団的個別指導</p> <p>① 実施対象 すべての保険医療機関を対象とし、3年1巡方式で実施し、保険医療機関の開設者及び管理者並びに請求事務担当者を対象に実施する。</p>	
--	--

- なお、前年度又は前々年度に個別指導を受けた保険医療機関は除く。
- ② 指導形態
指導対象となる保険医療機関を一定の場所に集めて講習会方式で実施する。
 - ③ 欠席の場合の措置
正当な理由なく欠席した場合は、個別指導を実施する。
- (3) 個別指導
- ① 実施対象
次の事項に該当する保険医療機関を対象とする。なお、「ア」に該当するものは、速やかに実施する。
ア 支払基金等、保険者、被保険者等から診療内容又は診療報酬の請求に関する情報提供があり、個別指導が必要と認められた保険医療機関
イ 個別指導の結果、指導大綱の第7の1の(2)に掲げる措置が「再指導」であった保険医療機関又は「経過観察」であって、改善が認められない保険医療機関
ウ 監査の結果、戒告又は注意を受けた保険医療機関
エ 正当な理由がなく集団的個別指導を拒否した保険医療機関
オ 医療法第25条に基づく立入検査の結果、問題のあった保険医療機関
カ 検査又は警察からの情報により指導の必要性が生じた保険医療機関
キ 他の保険医療機関の個別指導又は監査に関連して指導の必要性が生じた保険医療機関
ク 会計検査院の実地検査の結果、指導の必要性が生じた保険医療機関
ケ その他個別指導が必要と認められる保険医療機関
 - ② 指導形態
指導は、原則として指導月以前の連続した診療報酬明細書に基づき、診療録及び関係書類を閲覧し、面接懇談方式により実施する。
なお、指導場所については、病院は当該病院内とし、診療所は原則、別会場で実施する。また、指導時間は、病院3時間程度、診療所2時間程度とする。
 - ③ 経済上の措置
返還金については、指導月の前月から1年以上とする。
- (4) 新規個別指導
- ① 実施対象
新規指定より概ね1年程度を経過した保険医療機関とする。
 - ② 指導形態
指導は、原則として指導月以前の連続した2ヶ月分の診療報酬明細書に基づき、診療録及び関係書類等を閲覧し、面接懇談方式により行う。
指導対象となる診療報酬明細書の件数は、診療所は10人分程度、病院は20人分程度とする。
なお、指導場所については、病院は当該病院内とし、診療所は原則、別会場で実施する。また、指導時間は、病院2時間程度、診療所1時間程度とする。
 - ③ 欠席した場合の措置
正当な理由なく新規個別指導を拒否した場合は、個別指導を行う。
 - ④ 経済上の措置
指導対象となった診療報酬明細書のうち、保険診療の内容に適正を欠くものについてのみ返還対象とする。
- (5) 一般個別指導
- ① 一般個別指導の目的
個別指導は不正・不当請求の疑い等の情報提供を受けて実施してきたが、この個別指導の多くは診療所等の比較的規模の小さい保険医療機関が対象である。
また、大学病院等は特定共同指導により実施されている。しかし、これら以外の比較的規模の大きい保険医療機関については、個別具体の指導が行われず、医師をはじめ医療従事者の人数が多く、かつ異動も少ないことから、保険診療のルールが浸透しにくい現状にあり、近年の疾病構造の変化や医療の複雑化・高度化等に伴い、入院医療の比重や多職種が関わるチーム医療や医療連携の比重が高まる中で、これらの現状や時代の変化に対応した指導の必要性が求められており、公平公正の観点や保険診療ルールの一層の周知の観点に立ち、従前の個別指導とは別に適正な保険診療が行われていることの確認を主旨として、一般個別指導を実施する。
 - ② 実施対象
上記の一般個別指導の目的により、平成21年7月から実施している一般個別指導について、平成24年度についても引き続き実施していくこととする。
対象は国立・公立・公的・北社協・済生会・厚生連・社会福祉法人・共済組合・全国組織・道内ネット組織病院の保険医療機関で200床以上の保険医療機関と基幹型臨床研修病院を対象とする。
なお、特定共同指導の対象保険医療機関は除く。
 - ③ 指導形態
一般個別指導は、原則として指導月以前の診療報酬明細書の外来・入院を合わせて30～40枚程度とし、診療録及び関係書類を閲覧し、院長、各診療部長、看護部長、薬剤部長、事務長等の各部門責任者との面接懇談方式により実施する。
また、指導時間は3時間程度とする
 - ④ 一般個別指導における指摘事項の処理
適正な保険診療の確認を主眼として実施することから、返還させることを目的とするものでなく、著しく適正を欠くものでない限り返還金は生じない。
このことは立会人により確認されるが、後日指摘事項に同様の誤りがあった場合は返還が生じる。

表2 平成24年度 新規指定時講習会日程

受講対象者：新規指定保険医療機関の管理者、新規登録した保険医

<医科>

開催日	開催会場	
平成24年4月10日(火)	北海道厚生局 2階会議室	札幌市 北区 北7条西2丁目 15-1 野村不動産札幌ビル2階 TEL011-796-5105
平成24年5月9日(水)	北海道厚生局 2階会議室	"
平成24年6月7日(木)	北海道厚生局 2階会議室	"
平成24年7月6日(金)	北海道厚生局 2階会議室	"
平成24年8月7日(火)	北海道厚生局 2階会議室	"
平成24年9月5日(水)	北海道厚生局 2階会議室	"
平成24年10月11日(木)	北海道厚生局 2階会議室	"

開催日	開催会場	
平成24年12月7日(金)	北海道厚生局 2階会議室	札幌市 北区 北7条西2丁目 15-1 野村不動産札幌ビル2階 TEL011-796-5105
平成25年2月5日(火)	北海道厚生局 2階会議室	"
平成25年4月10日(水)	北海道厚生局 2階会議室	"

開催時間帯：13:30～17:00
 主催：北海道厚生局医療課 (TEL 011-796-5105)
 北海道保健福祉部健康安全局国保医療課長寿医療グループ
 協力：北海道医師会

進行スケジュール	
13:30～15:00	北海道厚生局医療指導監視監査官 説明
15:00～16:30	北海道厚生局指導医療官 説明
16:30～17:00	北海道医師会担当役員 説明

表3 平成24年度 保険医療機関等に対する指導計画 (医科)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
集団指導 (新規指定)	厚生局	厚生局	厚生局	厚生局	厚生局	厚生局	厚生局	—	厚生局	—	厚生局	—	9回
集団的個別指導 (集団指導)	—	稚内	留萌	名寄	滝川	旭川	札幌	札幌	札幌	札幌	札幌	—	地区別 対象件数 (936件) 24回
	—	11	12	10	21	80	85	84	84	84	70	—	
	—	江差	網走	小樽	北見	釧路	帯広	岩見沢	苫小牧	千歳	—	—	
	—	6	9	48	24	29	50	30	29	28	—	—	
	—	新ひだか	根室	函館	室蘭	紋別	—	—	—	—	—	—	
—	10	8	85	29	10	—	—	—	—	—	—		
個別指導	情報提供	0	1	1	1	2	0	1	1	1	1	1	11
	再指導	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
	集個欠席	0	0	0	2	0	2	1	0	0	0	0	5
	新規個別	0	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	44
	一般個別	0	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	21
	計	0	7	8	10	9	9	9	8	8	8	8	8

●個別指導の情報提供については、今後の情報提供により増加することもある。

お知らせ

平成24年度における セーフティネット保証5号の業種指定の取扱等について

◇医療経営・福利厚生部◇

中小企業庁は、今般、平成24年度上半期「セーフティネット保証5号」の対象業種について、昨年度に引き続き、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「保健衛生」等を含む原則全業種とする措置を講ずることとなりました。このセーフティネット保証5号とは、業況の悪化している業種を指定し、経営の安定に支障が生じていることについて当該の市区町村長の認定を受けた中小企業者を対象に、信用保証協会が借入額の100%を保証（一般保証とは別枠）する制度で、医療法人も対象となります。

なお、詳細につきましては、中小企業庁のホームページをご参照ください。

(<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2012/03235gou.htm>)